

民生文教常任委員会会議記録

令和6年3月12日開催

令和6年第1回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 飯田安雄
副委員長 松下尚美
委員 松浦俊介
委員 大濱博史
委員 野田敏彦
委員 寺島俊郎
委員 森野夏歩

(概要)

議案第2号 清水町手話言語条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に委員全員と当局から副町長、教育長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に議案第2号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

委員から、「4人家族で3人扶養している世帯の場合、賦課限度額の上限の引上げに該当する所得は。」とただしたところ、「未就学児がいない世帯で積算すると、約873万円以上の方が該当します。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「賦課限度額の上限の引上げに該当する所得の世帯は、生活はできるが、教育費に十分にお金がかかけられないなど、高額所得者とは言い難い世帯だと思う。社会機能の一つである所得の再配分の考えからも、賦課限度額を増額することは理念に反する。また、提案理由では、安定的な財政運営に資するためとあったが、増加見込みの税收額は109万円であり、国保税収が

5億9,000万円であることを考えると、安定的な財政運営に資することになるとは理解できない。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に則した対応を図るとともに、事業の安定的な財政運営のため、賦課限度額を引き上げるものである。国民健康保険事業の運営に関する協議会においても妥当である旨の答申があったことから、必要な措置だと考える。国民健康保険制度は、公的な医療保険制度であり、大切な社会保障制度でもある。本制度が適切に機能し、安定的に財政運営されるため、一層の保険料の徴収対策に取り組むことが重要であることを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 清水町介護保険条例の一部を改正する条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に議案第7号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

委員から、「介護保険料が増額となる対象者数は。また、保険料の歳入はどうなるのか。」とたざしたところ、「影響を受ける被保険者数は412人を見込んでいます。保険料の歳入は、3年間で約6,086万円の増額を見込んでいます。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「保険料が増額となる層は決して高額所得者とは言えない。65歳以上であっても働いている方もいる。事業所得者であれば、インボイスが導入され、新たに課税された方も多いのではないか。経営が苦しくなる中で、新たな負担は、納税意欲の減少にもつながる。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「本案は、給付実績などから、介護給付費を推計するとともに、国の介護報酬の改定を勘案して、保険料の基準月額を据え置くものであり、保険料の算定については、低所得者の負担を軽減する一方で高所得者に相応の負担を求めるものである。また、本案の基となる介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画等策定委員会で審議され、理解されていると認識している。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に議案第8号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 令和5年度清水町一般会計補正予算（第9回）について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に議案第9号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から繰越明許費補正及び歳入について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け、質疑に入りました。

最初に、委員から、「新型コロナワクチン予防接種健康被害給付費負担金について、ワクチン接種により亡くなられた方の年齢、性別等は。」とただしたところ、「50歳代の男性です。亡くなられた主な疾患名は肺炎及び脳出血であり、令和3年8月31日にモデルナワクチンを接種しました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「旧図書館解体工事について、解体までのスケジュールは。また、敷地の一部にある借地は、どうするのか。」とただしたところ、「4月初旬に解体事業者を決定した後、速やかに工事に着手し、8月までに完了する計画です。借地については、東側駐車場は、原状回復後、土地所有者に返還します。建物の敷地の借地部分は、令和6年度、町で買上げる予定です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「旧図書館解体後の土地の活用方法は。」とただしたところ、「柿田川緑地の駐車場として使用する方針です。なお、将来的には必要に応じて活用を図る考えです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「小中学校の特別教室空調設備工事について、整備のスケジュールは。」とただしたところ、「4月に、入札、契約、発注をした後、6月末までに整備を完了する予定です。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和5年度清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について

本案は、3月5日に本委員会に付託され、3月12日に議案第12号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 令和6年度清水町一般会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月12日に議案第14号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、債務負担行為及び歳入について、質疑を行いました。

質疑なく、次に歳出について款ごとに質疑を行いました。

3款、民生費では、委員から、「国の保育士の配置基準が、30人に1人から25人に1人へと変更されたが、本町はこの基準で実施できるのか。」とただしたところ、「国の基準だけで考えると町の保育士は不足しない予定ですが、特別な支援が必要な子供の対応を含めると、若干名、不足する可能性があります。国の経過措置を踏まえ、対応を検討したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保育所の給食について、物価高騰に対する給食費の補助は。」とただしたところ、「公立保育所については、物価高騰による値上げ分を町が補填し、保護者の負担が増えないようにします。民間保育所については、公立保育所の給食費の補填相当分を補助します。」との答弁がありました。

次に、委員から、「他市町民間保育施設運営事業費について、増額の理由は。」とただしたところ、「主な理由は、国の定める公定価格の上昇によるものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「敬老会事業の委託料について、減額の理由は。」とただしたところ、「主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大により2日間3回に分けて開催していたものを、1日2回の開催に変更したことです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「こども家庭センターについて、ショートステイやヘルパー派遣の利用者負担金の徴収方法は。また、負担金の徴収で問題が生じた場合の対応は。」とただしたところ、「利用者が委託業者に利用者負担額を支払い、委託業者は基準額との差額を町に請求します。負担金の徴収で問題が生じた場合は、基本的に委託業者が対応しますが、問題が発生しないよう保護者に十分な説明をした上で事業を実施したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「民生委員・児童委員は、地域福祉において重要な役割を担

っているが、民生児童委員協議会の補助金は、行政改革推進本部会の提言を踏まえて、令和3年度から約1割カットされている。見解は。」とただしたところ、「民生委員の努力に対して敬意を表しますが、補助金については、様々な団体との均衡も踏まえて、検討したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、4款、衛生費の質疑を行いました。

委員から、「子宮頸がん予防接種費助成について、リスクやメリットの情報提供を含めた周知の方法は。」とただしたところ、「既に対象者全員に通知していますので、引き続き広報紙やSNS等を通じて周知を図ります。」との答弁がありました。

次に、委員から、「子宮頸がん予防接種費助成について、HPVウイルスは男性も感染のリスクがあるが、男性のワクチン接種の助成は検討したのか。」とただしたところ、「検討したが実施に至らなかったもので、今後、先進地等を参考に調査・研究していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「妊婦歯科口腔健診業務について、増額の理由は。」とただしたところ、「妊婦の数は減少しているが、積極的に受診勧奨を実施していくため、増額となりました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「がん検診業務等について、減額の理由は。」とただしたところ、「がんの種類や単価ごとの実績を見直した結果、減額となりました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「成人歯科口腔健診業務について、減額の理由は。」とただしたところ、「30歳、35歳、40歳以上のほか20歳についても実施していたが、20歳については実績が少なく廃止したため、減額となりました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「笑街健幸パスポート事業について、対象人数と目標・指標は。」とただしたところ、「対象人数は、令和6年2月末現在で8,719人です。なお、事業が始まって間もないため、今後、利用状況等を調査・研究して、指標を立てたいと考えます。」との答弁がありました。

次に、10款、教育費の質疑を行いました。

委員から、「GIGAスクールのタブレット端末について、契約方法は。」とただしたところ、「購入とリースとの両方で配備しています。リース契約については、令和2年度に契約を締結しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「GIGAスクールのタブレット端末について、どのような故障が多いのか。また、その対応は。」とただしたところ、「主にキーボードの不具合や破損です。なお、まずは修繕での対応を検討しますが、修繕より購入が安価な場合は、購入で対応します。」との答弁がありました。

次に、委員から、「部活動の地域移行の現状は。」とただしたところ、「令和5年度に部活動検討委員会を設置し、関係者から意見を聴いています。今後、こ

の検討委員会で様々な検討を行い、教育委員会においても、その内容を共有して取組を進めていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「部活動の地域移行について、中学生などの声を聴いているのか。また、外部指導者に対する報酬の支払いについては、協議しているのか。」とただしたところ、「令和5年度に子供や教員、保護者にアンケートを実施し、検討委員会で共有しています。外部指導者に対する謝金の支払いについては、試行的に調整している部活があるので、ほかの部活にも広げていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「公立幼稚園の園庭の芝生について、幼稚園教諭やPTAが当番制で実施しているところもあるが、シルバー人材センターに委託するなど負担の軽減をしては。」とただしたところ、「現在、シルバー人材センターに用務員業務を委託しており、その中に芝の管理も含まれていますが、夏場の芝管理などについては、これまでどおりボランティアやPTAに協力してもらいながら、業務量の見直しを検討したいと考えます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校給食費について、給食費の助成を制度化すべきであると思うが。」とただしたところ、「令和6年度の負担軽減の在り方も踏まえて検討が必要なので、時期の明言はできないが、他の自治体の事例を参考に調査・検討していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「中学生文化芸術鑑賞会開催経費について、目的と内容は。また、本事業について、見解は。」とただしたところ、「中学校の生徒が本物の文化芸術に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む機会とすることが目的です。内容は、プロ楽団のオーケストラの公演を、町体育館で実施するものです。なお、本物に触れることの大切さを実感していますので、オーケストラ以外でも機会があれば、これからの人生において糧となるような事業を考えていきたいと思います。」との答弁がありました。

次に、委員から、「学校支援員等の拡充について、具体的な内容は。また、本事業について、見解は。」とただしたところ、「外国籍児童生徒に対応する外国籍児童生徒等学校生活支援員について、対応時間数を増加します。小学校低学年を対象とした学校生活支援補助員について、配置人員を全体で1人増員するとともに、1日の勤務時間を年間を通じて5時間とします。中学校の特別支援学級の支援補助員について、配置人員を1人増員します。なお、少子化の中で、誰一人取り残さない、日本の宝として大事に可能性を広げていきたいと思います。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校の北校舎の改築事業について、児童や教職員などに図面を見せて意見を聴く機会があるのか。」とただしたところ、「教育委員会、学校運営協議会、PTAに図面を見せて、意見を聴いています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校の北校舎の改築事業について、壁やフロアの色など子供や教職員から意見を聴くのか。また、図書室を地域に開放する考えはあるのか。」とたまたしたところ、「南小学校の北校舎の改築事業について、校舎の意匠については、児童も含めて学校関係者の意見で可能なものは取り入れる予定です。図書室については、地域開放の予定は具体化していませんが、構造や配置は地域開放を考慮しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校の北校舎の改築事業について、図書室に関しては、読み聞かせのボランティアの意見も聴いてほしい。」との意見がありました。

次に歳入歳出全般の質疑を行いました。

質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「本町では保育士の会計年度任用職員の比率が半分以上である。子供の命を預かるという責任の重さは変わらないにもかかわらず、給与に差が出ていることで、保育士不足は加速していく。正規職を増やす根本的な対策をしないといけない。予防医療については、積極的な予算になっておらず、がん検診や成人歯科口腔健診の受診率が低水準であり、自己負担の見直しや受診機会が得られやすくなる工夫が必要ではないか。南小学校の北校舎に関しては、学校施設長寿命化計画で改修だったものが、改築に変更された。浸水想定地域であることなどから、不安を抱える保護者もいる。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

賛成討論として、「南小学校北校舎の改築工事が本格的に動き始めるなど、計画的に事業を進めるための予算である。その中であって、こども家庭センターの新設や带状疱疹予防接種の助成事業といった時代の変化に即した町民の心身の健康向上に関する事業など新規事業も多く取り入れており、評価できる。また、町立保育所等への教育用タブレットや給食費等のキャッシュレス決済の導入は、町民の利便性の向上のみならず、職員の働き方改革の一助になるものと期待できる。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 令和6年度清水町国民健康保険事業特別会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月12日に議案第15号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、債務負担行為及び歳入についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般についての質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和6年度清水町介護保険事業特別会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月12日に議案第17号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入についての質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出についての質疑に入りました。

最初に、委員から、「介護予防普及事業について、減額の理由は。」とただしたところ、「委託型介護予防教室の希望者の実績に基づいて計上した結果です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「高齢者運動は介護予防や予防医療に有効だが、介護予防啓発事業者を増やすことなどを検討したのか。」とただしたところ、「現在の事業者以外にも声をかけて、事業者を増やしていきたいと考えています。また、教室の実施回数の増加について、事業者と検討していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「高齢者の居場所づくりに取り組む団体の支援制度について、支援予定の団体は。また、今後の支援制度の方向性は。」とただしたところ、「上徳倉の茶話会のほか、既に複数年実施している団体への支援を予定しています。今後の方向性としては、担い手の育成や団体活動における広報などの支援に力を入れていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「いきいきサロン事業や委託型介護予防教室などの事業と、健幸コンシェルジュ等との関わりは。」とただしたところ、「健幸コンシェルジュの役割は、健康に関心な層への呼びかけであるため、運動に興味がある高齢者が参加している委託型介護予防教室については、関わりがない状況です。いきいきサロンについては、保健師、栄養士などのほか健幸コンシェルジュも地区公民館等で健康教育を行っています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「先進地では、様々な福祉事業の関わり合いの中で連携をしているが、健幸スポーツの駅や健幸コンシェルジュなどの連携の考えは。」とただしたところ、「介護予防事業と健幸コンシェルジュや健幸スポーツの駅の関わりは重要でありますので、今後検討したいと考えます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「本町の福祉・介護の事業は、先進地と比べても負けていないが、連携や周知は足りないと思うので、今後の取組に期待している。」との意見がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般についての質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和6年度清水町後期高齢者医療特別会計予算について

本案は、3月6日に本委員会に付託され、3月12日に議案第18号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年3月22日

民生文教常任委員長 飯田安雄